



国立大学リスクマネジメント情報

2025(令和7)年1月号

<https://www.janu-s.co.jp/>

特集テーマ

大学事故に関する判例紹介

—(3) 課外クラブ活動に関連した事故に関する判例—

事故時に発生する大学の賠償責任の考え方について、お問い合わせを多くいただいております。大学の事案について、経験豊富な清水法律事務所の清水光弁護士にご寄稿いただくシリーズの第3弾です。本号では、課外クラブ活動中の事故に関する賠償責任の考え方について、判例を踏まえてご寄稿いただきました。

今後もシリーズとして、他の事故のケースについて、不定期に掲載していく予定です。

< 目次 >

1. はじめに
2. 課外クラブ活動に関連した事故に関する判例の傾向・ポイント
 - (1) 大学における課外クラブ活動の意義
 - (2) 大学の安全配慮義務
 - (3) 顧問教員の安全配慮義務

3. おわりに

< 課外クラブ活動に関連した事故に関する具体的な判例の紹介 >

- (1) 夏季合宿におけるトレーニング中の熱射病
(長崎地裁平成11年1月12日判決)
- (2) 練習中の頭部打ち付けによる死亡事故
(松山地裁平成8年8月28日判決)
- (3) 応援団しごき死亡事件
(京都地裁昭和61年9月30日判決、大阪高裁昭和63年6月29日判決、最高裁平成4年10月6日)

清水法律事務所 弁護士 清水 光

(ポイント)

- 課外クラブ活動は、大学の教育・研究活動の一環であり大学の安全配慮義務は課外クラブ活動にも及ぶが、学生の自主的活動であること自体が教育的意義を高めることから、原則として一般抽象的なもので足りる。
- 大学は、定期的に安全講習やハラスメント講習を行う等の一般的安全配慮義務を果たし、具体的な危険を察知した場合には、速やかな対応をとることが肝要。



1. はじめに

大学では、スポーツ系・文科系を問わず、様々な課外クラブ活動が行われています。その形態は、大学公認の部・サークルとして行われるもののほか、非公認で行われるものなど様々あります。今回は、課外クラブ活動中あるいは課外クラブ活動に関連して学生が死傷した場合の大学の責任を検討したいと思います。

国立大学の研究・教育活動に関連して事故が発生した場合の大学の法的責任については、2023年11月号、2024年5月号で検討したとおりですが、原則として次のようになります(責任の範囲は安全配慮義務違反と因果関係のある損害に限ります)。

	事故原因	大学の責任	教職員の責任
債務不履行責任(民法415条) ※在学契約に基づく責任	大学の安全配慮義務違反	あり	なし (理由) 契約関係がない。
	履行補助者(教職員)の安全配慮義務違反	あり	
不法行為責任(民法709条) 使用者責任(民法715条) 国家賠償法に基づく責任(国賠法1条1項)	大学の安全配慮義務違反	あり	あり。 ただし、国家賠償法適用の場合、被害者に直接の責任は負わない。大学から求償される可能性はあり。
	教職員の安全配慮義務違反	あり	

安全配慮義務については2024年5月号をご覧ください。本稿でも債務不履行責任・不法行為責任を問わず「安全配慮義務」という用語をもって説明します。

課外クラブ活動は本来的に大学において予定している教育・研究活動に直接該当するとはいいがたいことから、果たして大学や顧問教員が安全配慮義務を負っているといえるのか、負っているとすればその内容はどのようなものかという考察が必要となります。

2. 課外クラブ活動に関連した事故に関する判例の傾向・ポイント

(1) 大学における課外クラブ活動の意義

課外クラブ活動中あるいは課外クラブ活動に関連して学生の死傷事故が発生した場合に問題となるのは、上記したとおり、そもそも大学あるいは顧問教員が安全配慮義務を負っているのか、負っているとしてその内容はどのようなものかということです。

なぜなら、大学とは「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」「その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」(学校教育法83条)とされており、課外クラブ活動がこれと直ちに結びつくといえるかには疑問があり、課外クラブ活動に教育的意義があるとしても、それは学生の自主的活動であって、その自主性を尊重し、あくまでも学生が自主的に考え、学生が自主的に運営してこそ教育的意義を達成することができるといえる(つまり、教育的意義を達成するという観点からは、大学はできる限りその活動に介入すべきではない)からです。

(2) 大学の安全配慮義務

(ア) 判例・学説は、大学が教育研究を目的とするものであることから、大学は、原則として教育研究活動の範囲内もしくはその管理・教育権限に対応する範囲内において、学生の生命・身体・健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務すなわち安全配慮義務を負うとしています(注1、注2)。

そして、課外クラブ活動については、教養を深め、心身の鍛錬を図るなどの点に教育的意義を見いだすことができること、また活動が自主的に行われること自体に少なからず教育的意義を見いだすことができることなどの理由から、大学における教育活動の一環であり、大学の安全配慮義務は課外クラブ活動にも及ぶと考えられています(注3)。課外クラブ活動に関連し



た事故の裁判例において、大学が学生に対し安全配慮義務を負うこと自体が中心的争点として争われた事案は、管見の限り見当たりませんでした。

注1 小澤文雄「大学における課外クラブ活動中の事故と安全配慮義務—合気道部練習中死亡事故(松山地方裁判所平成8年8月28日判決)の検討を中心として—」東海学園大学 研究紀要第12号

注2 山形地裁昭和58年2月28日判決(判例タイムズ494号135頁)、京都地裁昭和61年9月30日判決(判例タイムズ640号120頁)など

注3 大阪地裁昭和57年1月22日判決(判例タイムズ1044号415頁)

(イ) 一方で、安全配慮義務の内容については、個別具体的な安全配慮義務の存在を主張し損害賠償請求をする原告とその存在を争う大学との間で大きな争点となることが多いようです。

この点については、課外クラブ活動には学生の高度な自主性が求められ、また、これに参加する学生が成人であって(各判決当時は成人年齢が20歳であったことから、「成人若しくはそれに近い年齢であって」と表されています。)自主的判断能力・自立的行動能力が備わっていることから、特段の事情のない限り、大学としては、一般的抽象的な義務(例えば、年に一度クラブのリーダーを対象とした安全講習を行い、重大事故が発生した場合には事故の発生状況、原因、再発防止策等について報告を求めるなど)を負うに留まるとするのが裁判例の大勢です。それを超えて、例えば合宿地の安全性を確認して、危険な場合には合宿地の変更や合宿の中止を指示したり、活動内容を具体的に把握してその安全性について検討して内容の変更を指示したり、装備の安全性を確認して具体的な整備を指示したりというような個別具体的な安全配慮義務は負わないと判断されています。

近年は、大学や学生に対する社会的認識が変化し、大学教育を高校教育の延長と捉えたり、学生の自主的判断能力・自立的行動能力の低下が指摘されたりすることもあります。現時点においては裁判所の判断に変化はないようです。

なお、2023年11月号で検討した実験中または実験室における事故であっても、2024年5月号で検討したフィールドワーク中の事故であっても、大学生の自主的判断能力・自立的行動能力が高いことから大学(あるいは教職員)に求められる安全配慮義務の程度は小中高の学校の設置者あるいは教職員に求められる安全配慮義務の程度より低いとされています。大学の課外クラブ活動については、学生の自主的活動であってしかも自主的であること自体が教育的意義を高めるということから、実験中または実験室における事故あるいはフィールドワーク中の事故の場合とは異なり、大学あるいは教職員に求められる安全配慮義務の程度は原則として一般的抽象的なもので足りるとされることに特徴があります。

(ウ) もっとも、個別具体的な事情の下で、大学に対し、より具体的な安全配慮義務が認められる場合もあります。

京都地裁昭和61年9月30日判決(注4)は、応援団において「気合いを入れる」と称して上級生が下級生に対して、日常的に竹刀や手拳等で度を超える暴行を行っていたことを大学が認知しながら、学生部長が応援団幹部に善処を求めた程度で、応援団に改善の姿勢は全く伺えず、その後も団員から苦情が持ち込まれたのに、大学は通り一遍の対応しかせず、実効性のある是正措置を講じないでいたところ、団員が他の複数の団員から激しい暴行を受け死亡したという事案において、大学の不作為による不法行為責任を認めています(注5)。このことは、学生の生命・身体に対し具体的な危険が生じる恐れがあることを大学が認知した場合には、一般的抽象的な安全配慮義務を果たすだけでは足りず、さらに具体的な危険回避措置を講じることが必要であることを示しています。

また、松山地裁平成8年8月28日判決(注6)は、合気道部の練習中に部員が頭部を打撲して硬膜下血腫を惹起して死亡したという事案において、「大学当局としては、課外クラブ活動において、学生に使用を許可して施設の安全保持義務を負うことは当然であるが、その活動面における危険防止については、原則的に学生団体に属する部員らの自主性に委ねられており、当該学生団体が課外クラブ活動の目的を逸脱した違法行為を恒常的に行っているなど特段の事情が認められる場合は、大学当局において適宜警告を発するなどして改善を促し、それでも効果がない場合は、施設利用を禁じたり、学生団体承認を取り消して活動中止を勧告すべき義務があるが、それ以上に、大学当局は学生団体の課外クラブ活動に個々の介入するなどして具体的に危険防止のための安全配慮を尽くす義務までは負うものではない」と判断しており、例外的に大学が個別具体的な安全配慮義務を負う場合があることを認めています。

注4 判例タイムズ623号244頁



注5 控訴審(大阪高裁昭和63年6月29日判決(判例タイムズ672号267頁))でも同様の判断がされていますが、上告審(最高裁平成4年10月6日判決(判例タイムズ815号130頁))では、大学の被用者である執行部会議、教授会等の構成員たる職員は、応援団に対し、暴力行為を止めるよう強く要請、指導し、応援団が任意にこれに従わないときは部室として使用されている建物の明け渡しを求めるなどの具体的な作為義務を負うに至ったものであり、かつ、このような措置を採ることは大学の事業の範囲に属するものと解されるから、大学には民法715条1項に基づく責任があるというべきであるとして、大学の不作為義務違反ではなく、被用者の不作為義務違反を理由とした使用者責任を認めています。

注6 判例タイムズ968号160頁

(I) 上記(ウ)記載の2つの裁判例から分かれるとおり、死傷結果の発生は必ずしも練習などの課外クラブ活動そのものから生じたものではなく、それに付随して行われるいわゆる「しごき」や「いじめ」などから生じた場合であっても、大学がその危険の発生を認知していれば、大学としては具体的な措置を講じる義務を負うことになります。むしろ、通常の練習が行われている範囲では、結果として死傷事故が生じた場合であっても、大学が一般的抽象的な安全配慮義務を果たしている限り、安全配慮義務違反が問われる可能性は低いといえます。

(オ) また、以上のことは当該クラブが大学の公認団体か非公認団体かによって直ちに結論が左右されるものでもなく、非公認団体であったとしても、大学が学生の生命・身体に対し具体的な危険が生じる恐れがあることを認知した場合には、具体的な安全配慮義務の存在が肯定される場合があります。上記京都地裁判決における応援団も非公認団体でありながら、大学の責任が認められています。

もっとも、課外クラブ活動を行う団体には様々な形態があり、当該団体がある大学の学生のみで構成されていたとしても、大学がその存在を認識しておらず、大学の管理区域外で事故・事件が発生したような場合には、大学の教育研究活動とは関係がなく、また管理・教育権限の範囲外の行為であって、そもそも安全配慮義務が生じないと判断される可能性が高いと考えられます。

(3) 顧問教員の安全配慮義務

顧問の安全配慮義務違反が認められる場合、顧問が大学教員であれば、大学が損害賠償責任を負う可能性があるため、顧問教員の安全配慮義務について検討します(注7)。

この点については、各裁判例は考慮する要素は様々でありながら、顧問教員について、原則として、個別具体的な安全配慮義務の存在を否定しています。

例えば、前記松山地裁判決は、「事故が発生した大学における学生団体の顧問教官については、名目的な地位に止まるものであって、教育的立場に立った一般的指導といっても、学生団体に対する一般的助言や大学との調整的役割が期待されているに過ぎないと認めるのが相当である」とし、「顧問教員に当該団体の練習内容の決定や実践について部員らを具体的に指揮、監督すべき義務はないといわなければならない」と判断しています。

また、空手道部の夏季合宿におけるトレーニング中に部員が熱射病になり、その結果精神分裂病になったという事案において、長崎地裁平成11年1月12日判決(注8)は、「課外活動は本質的に学生が自主的に行うものであるから、学生の運営に委ねられるべき面が大きく、顧問教官といえども、常に活動内容の詳細まで把握した上で、学生に対し個別具体的な指導をすべき義務があるとはいえない。」と判断しています。

このほかの裁判例も、顧問教員について①現に実際の指導を行っていないこと、②大学が委嘱したものではないこと、③顧問に就任するかは当該教員の任意であること、④無報酬であること、⑤顧問教員に関する規定が存在しないこと、⑥指導者としての能力が問われていないこと、⑦部の運営が自主的であること、⑧クラブとの関わり方(観戦、合宿への参加、コンパへの出席など)が自由であることなどの事情のうちいくつかを認定し、顧問教員には個別具体的な安全配慮義務がないと判断しています(注9、注10)。

ただし、上記松山地裁判決は、「顧問教員において、部の設立や施設利用等の際に署名、押印が求められている趣旨からすると、当該部が学生団体としての本来の目的を逸脱した違法行為を恒常的に行っているなど特段の事情がある場合には、右署名、押印を拒否するなり、大学に然るべき連絡をすべき立場にある」としており、具体的な危険を認知した場合には、具体的な安全配慮義務が生じることを認めています。

注7 顧問が大学の教員以外の者である場合については、大学との法律関係が様々想定されるため、本稿では検討しないこととします。同様にコーチについても法律関係が多様であることから、本稿では検討しないこととします。



注 8 訟務月報 45 巻 12 号 2376 頁

注 9 南川和宣「課外活動中の事故と大学の責任(一)」2004.2.27 広島修道大学紀要論文

注 10 私立大学野球部が練習していたグラウンドに立ち入って遊んでいた幼稚園児に投球練習のボールが当たって負傷させたという事案において、「野球部長は、部の最高統括責任者として、自らは野球練習の技術的指導に当たらない場合にも、部員及び部員以外の第三者にとって危険のない場所を選んで練習をさせ、かつ部員に対しては安全をよく確かめて練習すべきことを、直接または監督を通して厳重に注意指導して事故の発生を未然に防止すべき注意義務がある」と判断した東京地裁昭和 49 年 4 月 9 日判決(判例タイムズ 313 号 293 頁)について、前掲注 9「課外活動中の事故と大学の責任(一)」は、顧問教員の個別具体的安全配慮義務を否定する一連の裁判例の中に位置づけることは困難であると評しています。

3. おわりに

このように、課外クラブ活動については、原則として大学も顧問教員も個別具体的な安全配慮義務を負うものではありません。しかし、具体的に学生の生命、身体の安全に危険があることを知っている場合にはその危険を回避するための措置を取る義務が生じます。

この点、危険の発生を知り得た場合に大学や顧問教員に個別具体的な安全配慮義務が生じるかについては、上記長崎地裁判決の「顧問教員は、合宿により参加者のうちに熱射病等が発生し、その生命、身体に危険が及ぶことを直ちに予見することはできなかつた」との表現や「課外クラブから届け出されたクラブの構成や活動計画について一見して明らかな安全対策上の不備がありそのクラブ活動の実施において危険が予想される場合には、これを指摘し、学生らに注意を喚起し、かつそれでもなお改善されないときは、大学自身が安全対策を講ずるかあるいはクラブ活動を中止するよう勧告すべき義務がある」とした裁判例(注11)からすると、少なくとも大学や顧問教員が危険の発生を容易に知り得たといえるような場合には個別具体的な安全配慮義務が発生するものと思われます。

このように、大学の負う安全配慮義務の内容は具体的事情のもとで判断されるものであって、一律に決められるものではないこと、また、上記したとおり昨今では大学や学生に対する社会的認識が変化し、大学教育を高校教育の延長と捉えたり、学生の自主的判断能力・自立的行動能力の低下が指摘されたりすることからしますと、大学としては、学生の自主性をできる限り尊重しつつ、定期的に安全講習やハラスメント講習を行うなどの一般的な安全配慮義務を果たして危険の発生を抑えるとともに、具体的な危険を察知した場合には、速やかな対応をとることが肝要といえます。なお、課外クラブに対して大学の管理下にある施設の利用を許可している場合には、その安全性を保持する義務があることはいうまでもありません。

注 11 大阪地裁昭和 61 年 5 月 14 日(判例タイムズ 617 号 105 頁)

<バックナンバー>

2024 年 5 月号 <特集>大学事故に関する判例紹介—(2) フィールドワーク中の事故に関する判例—

https://www.janu-s.co.jp/mail_magazine/backnumber_202405.html

2023 年 11 月号 <特集>大学事故に関する判例紹介—(1)実験における事故—

https://www.janu-s.co.jp/mail_magazine/backnumber_202311.html



<課外クラブ活動に関連した事故に関する具体的な判例の紹介>

X:被害者である本人または遺族(原告)

Y:事故の発生した大学

1. 夏季合宿におけるトレーニング中の熱射病(長崎地裁平成 11 年 1 月 12 日判決)

① 事 案 の 概 要	<p>事故当時(昭和 60 年 8 月)、X(原告)は、Y国立大学空手道部に所属する1年生であり、大学入学前に空手道の経験はなかった。同部の顧問教官はY大学医学部教授A(専門はウイルス学)が務めていた。空手道部は同月夏季合宿を行い、Xもこれに参加した。Aは帯同していない。初日(正午の気温 31.2 度、風速毎秒 1メートル、午後 3 時の気温 31.2 度、風速毎秒 2メートル)の練習(午後 2 時半過ぎに開始)でXを含む4人の参加者が相次いで病院に運ばれ、うち1名は死亡した。Xは熱射病の診断を受けて、3度の転院をして治療を受けたが、入院直後より異常行動が見られ、その後、器質性脳障害(脳器質性精神病)・非定型(脳器質性)精神病の各診断を受け、平成5年6月、精神分裂病との診断を受けた。</p>
② 結 論	<p>裁判所は、A及びY大学当局の安全配慮義務違反をいずれも否定し、Xの国に対する損害賠償請求を棄却した。なお、空手道部主将及び副主将についてはXが熱射病にかかり精神の障害を負ったことにつき、過失による不法行為責任があると認められている(ただし、消滅時効の完成により損害賠償請求は棄却)。</p>
③ 争 点 と 裁 判 所 の 判 断	<p>(ア)Aの安全配慮義務違反について</p> <p>本件でXは、Aの安全配慮義務について、「空手道部主将が提出した「学外集会届」に認印をしており、合宿の内容を知り得た(もし「学外集会届」だけからは合宿の内容が把握できなかったのであれば、学生から聴取するなどしてこれを把握すべきであった)ものであって、Aは参加者らのうちに熱射病等が発生し、その生命、身体に危険が及ぶことを予見することが可能であった。したがって、Aは空手道部の顧問教官として、部員らに対し、計画の変更を含む合宿における実施上の注意を行うべき義務があった」と主張した。</p> <p>これに対して、裁判所は、「Aは合宿における具体的なトレーニングの内容を知らず、それまでに夏季合宿で部員が倒れたことがあったことも知らなかったのであり、事前に合宿の日時や場所の予定の報告を受けたり、「学外集会届」に署名・押印をしたことをもって、合宿により参加者のうちに熱射病等が発生し、その生命、身体に危険が及ぶことを直ちに予見することはできなかった」とした。</p> <p>その上で、一般論として「大学生は成人またはそれに近い存在であって、自己の行為及びその結果については自分で判断し対処する能力を備えているといえるから、大学における教育も、内容が高度であることが求められるのと同時に、その手段もかかる学生の資質に応じたものであることが望ましく、自主性を尊重すべきものといえる。ことに課外活動は本質的に学生が自主的に行うものであるから、学生の運営に委ねられる面が大きく、顧問教官といえども、常に活動内容の詳細まで把握した上で、学生に対し個別具体的な指導をすべき義務があるとはいえない。」として、本件においてもAには合宿におけるトレーニングの具体的な予定を聴取すべき義務はないとした。</p> <p>さらに、「仮にAが事前にトレーニングの具体的内容を知っていたとしても、参加者の間に熱射病等にかかる者が出るということが明らかに予想されるというほど過酷なものとまではいえず、無理があれば、その場で適宜トレーニング項目・回数・時間等を加減することで熱射病等の発生を防止することが可能であったといえる上、かかる配慮自体空手道部主将をはじめとして参加者ら自身で行うことが可能なものであったといえるから、Aに合宿にあたり、トレーニングの内容の変更を指示するなどの措置をとるべき義務があったということはいえない」とした。</p> <p>(イ)大学当局の安全配慮義務違反について</p> <p>Xは、Y 大学当局の責任について、課外活動においてその目的から逸脱した行為にて危険が生じる恐れがある場合、大学当局は危険の発生を未然に防止する具体的な措置を講じる義務があるとした上で、大学当局は空手道部から提出された学外集会届から合宿の内容を知り得た(もし「学外集会届」だけからは合宿の内容が把握できなかったのであれば、学生から聴取するなどしてこれを把握すべきであった)ものであって、Y 大学当局は参加者らのうちに熱射病等が発生し、その生命、身体に危険が及ぶことを予見することが可能であったのであるから、大学当局は合宿の計画の変更を含む合宿の実施上の注意を行うべき義務があったと主張した。</p>



これに対して、裁判所は、「国は、一般論としては、国立大学の学生に対し、その生命、身体について安全配慮義務を負うが、上記(ア)で記載した大学生の資質及び大学教育の課外活動のあり方からすれば、国に、大学での課外活動についてその詳細まで把握した上で、学生に対し個別具体的な指導をすべき義務があるとはいえない」として、Y大学当局についても、「合宿におけるトレーニングの具体的な予定を事前に把握して、その内容の変更を指示するなどの措置をとるべき義務はない」とした。

(ウ)なお、本件ではXは、「Y大学当局は、他の部員がICU室に入った時点で、事故発生の実態を知ったから、直ちに本件事故の全容を把握して、空手道部主将らに適切な救護措置を指示すべきであったし、Xに対しては速やかにICU設備がある病院での治療を受けさせるべきであった」とも主張したが、裁判所は、「Xは病院に運ばれていたのであるから、その後の治療内容の選択は一応病院の医師に任せれば足り、事故発生当日、Y大学当局が、本件事故の内容を詳しく調査したり、空手道部主将らに対しXの救護措置を指示しなかったことをもって国に安全配慮義務違反があったとはいえない」とした。

2. 練習中の頭部打ち付けによる死亡事故(松山地裁平成8年8月28日判決)

① 事 案 の 概 要	<p>事故当時(平成4年3月)、Xは、Y国立大学合気道部に所属する1年生であり、大学入学前に合気道の経験はなかった。同部の顧問教官はY大学助教授Aが務めていた。Aは合気道四段であって、α錬成会という道場を主宰し、これに合気道部の部員らを参加させていた。合気道部は同月、Y大学構内で春合宿を行い、Xもこれに参加した。X(合気道四級)は、B(合気道二段)との組み手練習の最中に、Bから入り身投げを掛けられた直後、意識朦朧の状態に陥り、急性硬膜下血腫により死亡した。</p>
② 結 論	<p>裁判所は、A及びY大学当局の安全配慮義務違反をいずれも否定し、Xの遺族である両親(原告ら)の国に対する損害賠償請求を棄却した。</p>
③ 争 点 と 裁 判 所 の 判 断	<p>(ア) Aの安全配慮義務違反について</p> <p>原告らは、Aの責任について、「合気道部においては、本件事故以前から、実力に差のある者同士が組み手練習を行い、上級者が下級者に対して頭部を床畳に打ちつけるように投げ技を掛ける稽古を当然視するような危険な体質があり、そのような危険な練習方法が伝統的、恒常的に行われてきていた。Aは、本件事故当時、合気道部の顧問教官であったばかりか、合気道四段の実力を持つ合気道の専門家としてα錬成会という道場を主宰し、これに合気道部の部員らを参加させるなど、同部に対して大きな影響力を行使できる立場にあった者であり、合気道部の上記危険な体質や練習方法を知り、少なくとも容易に知り得る立場にあった。したがって、Aは、合気道部の顧問教官として、同部の上記危険な体質や練習方法を改めさせるべく指導、監督する義務があった」と主張した。</p> <p>これに対して、裁判所は、まず事実認定として、合気道部において原告らが主張するような上記危険な練習が伝統的、恒常的に行われていたと認めることはできないとした。</p> <p>次に、Y大学における顧問教官の立場について「Y大学では課外活動を行う学生団体に、教育的立場で一般的指導を期待する趣旨で、顧問教官を置くものとし、大学に学生団体設立承認願を提出する際、大学施設を利用する際に顧問教官の署名、押印を求めていた。</p> <p>しかし、顧問教官についてはその資格について格別制限されておらず、当該学生団体に対応する専門の知識を有する必要もなく、学内に顧問教官の地位や職務内容、権限を規定するものは全く存在しない。同部の設立や施設利用等の際に署名、押印が求められている趣旨からすると、同部が学生団体としての本来の目的を逸脱した違法行為を恒常的に行っているなど特段の事情がある場合には、右署名、押印を拒否するなり、大学当局に然るべき連絡をすべき立場にあるが、本件では、同部において上級生らが故意または重大な過失に基づき下級生の頭部を床畳に打ちつけるような危険な練習が伝統的、恒常的に行われていたとまでは認めるに足りないから、右義務違反も認め難いというべきである」とした。</p>



	<p>さらに、本件ではAが合気道四段で、Y大学合気道部出身者によって結成されたα錬成会という合気道の道場(入会者はY大学合気道部員に限られない)を主宰しており、週に1,2回ほどY大学合気道部員が練習に参加していた事実は認めつつも、「錬成会はあくまでもY大学とは関わりのない合気道の道場であり、Y大学合気道部員が練習に参加していたからといって、AにY大学合気道部の練習内容等について同部員に対する具体的な指導監督の義務は生じない」とした。</p> <p>(イ) Y大学当局の安全配慮義務違反</p> <p>原告らは、Y大学当局の責任について、「Y大学当局は、合気道部において頭部を打ちつける危険な稽古が恒常的に行われていることを承知していたのであるから、部員である学生の生命、身体の危険を未然に防止するため、同部の承認を取消し又は承認期間の更新を認めないなどして学内施設の使用を禁止するとか、学生を懲罰処分に付する旨警告するなどの具体的措置を講じるべきであった」と主張した。</p> <p>これに対して、裁判所は、「大学当局としては、大学の課外活動において、学生に使用を許可した施設の安全保持義務を負うことは当然であるが、その活動面における危険防止については、原則的に学生団体に属する部員らの自主性に委ねられており、当該学生団体が課外活動の目的を逸脱した違法行為を恒常的に行っているなど特段の事情が認められる場合は、大学当局において適宜警告を発するなどして改善を促し、それでも効果がない場合は、施設利用を禁じたり、学生団体承認を取り消して活動中止を勧告すべき義務があるが、それ以上に、大学当局は学生団体の課外活動に個々の介入するなどして具体的に危険防止のための安全配慮を尽くす義務まで負うものではない」とし、合気道部において「課外活動の目的を逸脱した違法行為が恒常的に行われていたことを認めるに足りないから、Y大学当局には、同部に対し、警告を発したり、あるいは、施設利用を禁じ、学生団体承認を取り消して活動中止を勧告すべき義務があったとはいえないというべき」とであると判断した。</p>
--	--

3. 応援団しごき死亡事件(京都地裁昭和61年9月30日判決、大阪高裁昭和63年6月29日判決、最高裁平成4年10月6日)

① 事 案 の 概 要	<p>事故当時(昭和58年8月)、Xは、Y私立大学応援団に所属する1年生であった。応援団は、学生の自治組織である学友会から公認されない有志団体として結成され、大学構内の建物の一部を大学当局に無断で占拠し、部室として使用していたが、大学当局から黙認されていた。Xは、同月学外で実施された応援団の夏期合宿練習において、上級生から気合入れの名の下に違法な暴行を受け、急性硬膜下血腫に基づく脳圧迫により死亡した。</p>
② 結 論	<p>裁判所は、Xの遺族である両親(原告ら)のY大学に対する損害賠償請求を認容した。</p>
③ 争 点 と 裁 判 所 の 判 断	<p>(ア) 安全配慮義務違反の有無</p> <p>原告らは、応援団はY大学の公認団体であるとした上で、「Y大学は、応援団においては「気合を入れる。」等と称して上級生が下級生に集団暴行を加える伝統ないし慣習が存すること、それにより不特定多数の学生の生命すら危険に陥るという状況が現存することを熟知していたにも拘わらず、右伝統ないし慣習を排除するなどの具体的措置を何等講ずることなく、これを黙認していたのであり、安全配慮義務を懈怠する重大なる違法な不作為である」また、「Y大学は、応援団の夏期合宿練習において、下級生に対する集団暴行の伝統ないし慣習のもとに応援団員らがXに対し集団暴行を加えないよう、学長・学生部長・同応援団団長等を通じて具体的に指導・監督すべき義務があるところ、何等の措置をとらず、その結果Xの死亡という結果を惹起した。これは、Y大学の安全配慮義務を懈怠する具体的且つ重大なる違法な不作為である」と主張した。</p> <p>これに対して、Y大学は、応援団は非公認の団体であるとした上で、「Y大学は、教育上の見地から、学生課を中心として、応援団に対し苦情(その大多数が新入生に対する勧誘が強引すぎるので善処を求めるという父兄からの要望)が持ち込まれた場合には、その都度、学生部長、学生課長等が応援団員に話をし、過度の勧誘をしてはならないこと、クラブというものは自主的に参加すべきものである旨説諭している」とした。</p>



③争点と裁判所の判断

そして、「大学生は自主的な判断で責任を以て行動するものと期待されているから、大学生の起した事故については、一般的に大学の負う安全配慮義務はかなり低いと言うべきであり、学校内の学生間あるいは学生の第三者への加害であって教職員の面前で行なわれ、制止し得たのに制止しなかつた場合とか、予め学生からの訴えにより事故発生の相当高い可能性を認識していた場合を除いて、大学側の過失は否定されるべきである」と主張した。

以上の争点に対し、裁判所は、「応援団は、学生の自治組織である学友会から公認されない有志団体として結成され、大学構内の建物の一部をY大学に無断で占拠し、部室として使用していたが、Y大学から黙認されており、構内において練習を続けていたほか、年1回講堂を借りて練習の成果を発表し、その際には学長の挨拶文も掲載されたパンフレットを用意していた、昭和46年ころ以降大学の非常勤講師が応援団相談役に就任しており、また、昭和56年に学内で開催された講演会を一部の学生が妨害した際、大学当局が応援団に当該講演者の警護を依頼したこともあった」として、応援団は形式的には非公認の団体であるものの、Y大学から黙認されている立場にあることを認めた。そして、「応援団においては、気合入れの名の下に、上級生から下級生に対する、手拳で顔面を殴る、腹部などを足蹴りし、竹刀で臀部を殴るなどの、度を越える違法な暴力行為が恒常的に公然と行われ、大学当局もこれを十分に承知していた、Xが入団した昭和58年4月以降、大学当局に対し、応援団に入団した新生生の退団希望を認めてもらえない等の苦情が持ち込まれ、顔面打撲の診断書を示す者さえあったので、同年6月、大学の各部長を構成員とする執行部会議は、自由な退団を認めるよう応援団を指導することを決め、学生部長が応援団の幹部である上級生らにその旨を伝え善処を求めたが、右幹部らは、殴ることも練習の一部で暴力ではないと弁明し、その論は社会的に通用しないという同部長の説得にも応じなかった、そして、応援団は、その後も気合入れを伴う練習を続け、大学当局側は直接これを是正させる措置を採らなかったところ、本件死亡事故が発生した」という事実を認定した上で、「応援団は、特異な論理によつてこれを正当化し、Y大学の単なる指導ではこれを是正しなかったのであるから、Y大学は、応援団に対し気合入れを入れると称した暴力行為を止めるよう強く要請、指導し、応援団がこれに任意に従わないときには部室として使用されている建物の明け渡しを求めるとか、練習のための学内施設の使用を禁止する旨、さらには応援団幹部に対する懲罰処分(停学、退学など)を行う旨をそれぞれ警告し、それにもかかわらずこれに従わないときには上記明け渡し、施設使用の禁止、懲罰処分を現実に行うなどの是正のための具体的措置を執る義務があったというべきであるが、これを怠った」と認定した(注12)。

注12 この点について、最高裁は、学校法人自身の在学契約上の義務と、当該学校法人の被用者の不法行為法上の注意義務とを混同していると評価し、このような義務は被用者の作為義務であるとしている。

(イ) 過失相殺

Y大学から過失相殺の主張があり、控訴審は、Xも大学生として「気合入れ」と称する暴力行為が違法である旨の常識的判断をすることができたにも関わらず、気合入れを無不批判的に受け入れており、そのことが事故につながり、Y大学が各種措置を取り得なかった原因になっているといえるとして、4割の過失相殺をした。



2024. 12 月

大学リスクマネジメント News PickUp

<Web から大学（国立以外含む）関連ニュースを検索>

<大学の管理・経営>

12. 12 ○大学の非常勤講師が、平成14年以降、1年単位で更新する雇用契約から期間の定めのない契約に転換したあと、合理的な理由を示されないまま契約を打ち切られたとして大学を運営する学校法人に対し、地位確認などを求めた裁判で、地裁は「雇用を維持する努力を尽くしたとは認められない」などとして契約解除後も引き続き非常勤講師として働く地位があると認め、判決確定までの未支払い賃金を支払うよう命じる判決を言い渡した。
12. 13 ○大学で不透明な資金の支出や推薦入試での寄付金受領などが判明した問題で、大学は文部科学省に大学運営の改善計画を提出したと発表。工事発注や経理など一手に担った「経営統括部」を廃止し、支出の妥当性を審査する委員会を設ける。関係者らの利益を図る「利益相反行為」の禁止を明確化し、内部通報制度を見直す。元理事長への法的措置を検討する。卒業生の子女枠の推薦入試については、大学と同窓会組織が入試時期に受験生から寄付金を受け取っていたことを認め、不適切だったとして返金を示した。子女枠の入試制度は廃止する。
12. 16 ○大学で研究員を務めながら、測量などを行う会社で働いていた男性が自殺したのは、大学の上司が相談に適切に応じなかったり会社の重い仕事を1人で負わされたりしたことが原因だったとして、労働基準監督署が2つの職場でのストレスを総合的に判断して労災と認めた。男性は大学では国際貢献プロジェクトに携わっていたが、亡くなる直前までの1カ月余りの間、上司が相談に適切に応じず厳しい指導を受け、会社では技術者として事業のデータの処理から取りまとめまで1で行い、すべての責任を負う立場にあった。
12. 19 ○大学から「不当な雇い止め」を受けたとしてイギリス人の元准教授が起こした裁判で、大学側と和解が成立し復職が決まった。元准教授は、2005年から2024年3月末まで有期雇用の契約を繰り返してきたが、大学は2023年7月、2025年度は更新しないと雇い止めを告げていた。
12. 26 ○大学の准教授が講師から昇進するまでに平均の2倍以上の期間がかかる差別的な扱いを受けたほか、大学院の博士後期課程に進学しようとしたところ、教授から妨害を受けたなどとして、大学などに対し、合わせて1000万円余りの賠償を求める訴えを起こした。

<事件・事故>

12. 2 ○大学工学部の機械工学研究棟で火災が発生した。2日午後3時過ぎ、職員から「1階の機械室から火が出た」と消防に通報があり、消防車11台が出動し、午後4時前にはほぼ鎮火した。警察と消防は今後、出火原因を調べる。
12. 5 ○大学理工学部のキャンパスで「3号館から煙が上がっている」と学生から消防に通報があった。煙が出たのは2階の一室で、この部屋には当時、大学の職員が1人いた。この職員は警察に対し「電子レンジを使っていたら分電盤から煙が出た」と説明している。この火事によるケガ人はいないが、周辺には学生などが集まり、一時騒然とした。
12. 10 ○大学キャンパス内にある共同研究館2階で実験中に火事があり、職員1人が病院に運ばれた。リン酸と黄リンを使った化学実験を行っていたところ、煙が充満した。消防からポンプ車など16台が消火にあたり、火は約40分後に消し止められた。職員が病院に運ばれたが、当時、会話ができる状態で意識はあった。警察と消防が詳しい状況を調べている。
12. 10 ○大学の研究施設で椅子を焼く火事があった。警備員から「建物の中から炎が見える」と消防に通報があり、椅子2脚などを焼き、約30分後に消し止められた。この火事によるケガ人はいない。この実験室は10年近く使われておらず、警察と消防は当時の状況や火事の原因を調べている。
12. 12 ○大学病院で2020年7月、患者が心疾患の適切な治療が行われず死亡したとして遺族が大学病院と国立病院機構に約1億円の損害賠償を求め、地裁に提訴。患者は17年11月に肥大型心筋症、心室頻拍で大学病院に通い始め、18年10月に拡張相肥大型心筋症と診断された。同疾患は不整脈による突然死の頻度が高いが、大学病院側は予防に有効とされる体内植え込み型除細動器(ICD)の治療を行わず、患者は致死性不整脈で亡くなった。遺族側はICDの治療を行っていれば死亡は回避できた可能性は高いと主張。また、19年8月から通院していた国立病院機構に対しても、ICDの適応があると認識ができ、治療すべきだったなどと訴えている。
12. 17 ○大学理工学部の化学・生物棟で、大学職員から「4階から火が出た」と119番通報があり、はしご車など12台が出動。学生と教員が4階エレベーターホールで廃棄する菓子を段ボールに詰めていたところ、何らかの原因で出火し、段ボール1箱が焼けた。火はその場にいた学生らが消し止め、ケガ人や建物への被害は確認されていない。出火当時、建物内では授業が行われていて、学生らが外に避難するなどキャンパス内は一時、騒然となった。



12. 20 市は、○大学キャンパスにある「○大学特別食堂」が製造した弁当やランチメニューを食べた男女計76人が下痢の症状を訴え、一部の客からウェルシュ菌が検出されたと発表。市は同店が原因の食中毒と断定し、3日間の営業停止処分とした。同店の日替わりランチや日替わり弁当を食べた113人のうち、76人が発症。1人は入院したが既に退院している。メニューはいずれもキーマカレー、煮卵、ハクサイのコールスローなどで構成されていた。
12. 22 ○大学病院で令和3年2月、胆管の内視鏡検査を受けた女性が2日後に急死した事案について、国の医療事故調査制度に基づく第三者機関の調査で、検査によって胆管が損傷を受け、急死につながった可能性が指摘されていたことがわかった。検査自体も「適切とはいえない」と問題視されていた。女性は慢性的な肝炎の疑いがあり、普段から薬を服用していたが令和2年12月、血液検査で肝臓などの値を見た医師から大学病院の教授を紹介され、3年2月15日に検査入院した。17日には口から胆管などに細い管を入れて腫瘍の有無などを調べる「内視鏡的逆行性胆管膵管造影」という検査を受け異常は見られなかったが、教授はバルーンを使った「胆道鏡検査」も実施した。胆管炎は見つからなかった。女性は検査後に腹痛を訴え19日に「急性膵炎」で死亡した。大学病院は遺族らに「検査に問題はなかった」などと院内調査結果を報告していた。
12. 24 ○大学付属病院で2024年、帝王切開で出産した女性が子宮を止血する縫合手術を受けた際、医師が誤って、本来使うべき体内で溶ける種類の糸ではなく、体内に残る糸を使うという医療ミスがあったことがわかった。原因は、医師と看護師の認識不足だった。病院は、女性と女性の家族にミスを伝えた上で糸を回収する手術をし、女性は順調に回復した。

<入試等関連>

12. 9 ○大学生協同組合が、大学の推薦入試の合格発表直前に受験生に送った入学準備資料に「合格おめでとう」などと記載されていたことが判明した。資料を受け取りながら不合格だった受験生の保護者は、「受験生の気持ちを逆なでするもので許されない」と憤っている。生協によると、早期の入学準備のため以前から合格発表前に希望した受験生に資料を送っているが、今回は文言の修正を怠っていたという。約230人に送り、不合格者が多く含まれるとみられる。

<情報セキュリティ>

12. 6 ○大学大学院のウェブサイトの内部に一時「六四天安門」という文字列が埋め込まれていたことが判明した。書き込みがあったのは入試情報などを掲載したページの表示内容を規定する「ソースコード」で、中国からの閲覧が制限された可能性がある。中国人留学生の入学を阻害する目的があったとみられ、大学は「大変遺憾だ」として書き込んだ人物などについて調査を進めている。大学は、すでにキーワードを埋め込むことができないようシステムを変更。
12. 6 学校法人○学園のネットワークが第三者からの不正なアクセスを受けていることが確認されたことから、安全が確認できるまで、外部との接続を緊急的に遮断した。現在、関係機関と連携し、調査を進めている。
12. 8 ○大学付属病院は、システムの不具合で患者の個人情報が表示すべきではないネットワークに表示され、個人情報が漏洩したと発表。地域医療情報連携ネットワークにおいて、通常非表示であるべき患者一覧が誤って表示され、618名の患者の氏名、性別、年齢、生年月日、郵便番号、住所などが登録医に閲覧可能な状態だった。病院は、患者一覧を非表示に設定し、原因を調査している。
12. 12 ○大学の教員が本来持ち出しを禁止されている個人情報を含むファイルをUSBメモリーにコピーし、学生と教員が共有しているファイルサーバーに誤って保存してしまう事態が発生した。その結果、計80件、延べ1683名分の個人情報を含む文書が当該ファイルサーバー内で閲覧が可能な状態となっていた。閲覧が可能となっていた卒業生の個人情報は、教員が担当した科目を履修した学生の氏名、学生証番号、成績評価など2011年度から21年度まで長期に渡る学生データが含まれていた。現在は閲覧できない状態であり、二次被害の可能性が想定される事象の報告はない。
12. 13 ○大学は、令和6年10月16日午後から、特定のメールアドレスに外国から大量の配信不能メールが届くようになったため学内で調査したところ、何かが当該アドレスを使用し、迷惑メールを送信、過去の送受信メールが漏えいしていた可能性があることを発表。対象メール数は23,325件で漏えいした可能性のある個人情報は、学内外の氏名、メールアドレス、住所、電話番号など19,274件。
12. 16 ○大学は、美術館のパソコンに不正アクセスがあり、2016年度から本年度までに在籍した学生約3150人分の名前、学籍番号のほか、広報の配布先の名前と住所が66件、学内メールアドレスと内線番号が計111件などの個人情報が流出した可能性があるとして発表。パソコンの不正操作や情報の不正利用は確認されていない。
12. 18 ○大学は、事務職員のメールアカウントに学外から不正アクセスがあり、11月30日午前4時39分頃より職員メールアドレス(2アドレス)から学外者向けに計15.6万通もの大量の迷惑メールが送信されたと発表。当該メールアカウントに設定されていたパスワード情報が、学外の第三者に不正に窃取され、送信の踏み台とされたことが原因。大量の迷惑メール送信による個人情報、機密情報の漏えいは確認されておらず、大学の主要システムに侵入された形跡もない。大学では現在、WEBメールシステムについて学外からの直接アクセスを遮断しており、今後、必要なセキュリティ対策を講じた上で制限を解除する予定。



12. 18 ○大学病院は、医師の個人用パソコンが入ったバックが盗まれたと明らかにした。この医師は他の病院での勤務歴もあり、パソコンには大学病院の患者168人、他の病院の患者1002人の氏名や疾患名といった個人情報、さらには、手術に至った経緯などが保存されていた。パソコンは、起動の際にパスワードを入力する設定になっているほか、盗難判明後には、インターネットに接続するとデータが自動消去されるよう対策を講じたということで、これまでに、個人情報不正に使用された事実は確認されていない。

<ハラスメント>

12. 7 ○大学は、病院に勤務していた元職員が2023年4月から10月にかけて、複数の部下に対し長時間にわたる不必要な指導や過度な業務量を要求するなどパワーハラスメント行為を行っていたと発表。複数の職員からの訴えで大学が調査したところ、この職員はパワハラ行為について概ね認めたとした。大学はこの行為について停職1カ月の懲戒処分相当であると判断したが、この職員は自己都合を理由にすでに退職している。
12. 13 ○大学の准教授が指導する学生に「デートしよう」などのメッセージを繰り返し送り付けるセクハラ行為をしていた問題で、新たに准教授がゼミの学外活動の昼食時に女子学生と飲酒し、酒気帯びの状態で行うなどの行為も明らかとなり、大学は総合的に検討した結果、懲戒免職処分とした。
12. 25 ○大学の教員が複数の女子学生にセクハラ行為をしたとして停職14日の懲戒処分。
12. 26 ○大学は、教授が部下の教員に長時間労働を強いるなどのハラスメントをしたとして停職1カ月の懲戒処分にしたと発表。教授は2022年11月～23年12月、教員に適正な範囲を超えた研究や仕事を指示、教員が見直しを訴えたが改善策を講じなかった。また、23年10月は学生の実験指導に際し、本来は教員らが担当すべき作業の多くを学生にさせていた。

<学生・教職員の不祥事>

12. 3 ○大学は、学術研究院の教員が10月、アオモリドマツの立ち枯れ被害の研究のため国定公園の特別保護地区で作業をしていて、山頂駅周辺のアオモリドマツ56本を国の許可がないまま無断で伐採していたと発表。森林管理署から大学に指摘があり発覚した。国によると、ことし4月に教員から伐採に必要な申請書が提出されたものの内容に不備があり、受理されていない状況だった。
12. 3 ○大学は、教授の行為が就業規則で定める「窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為」「素行不良で大学法人の秩序又は風紀を乱した」などに該当するとして懲戒解雇処分にしたと発表。大学は、被害者のプライバシーを侵害し、二次被害の恐れがあるなどとして、教授の年齢や性別、所属、非違行為の詳細などを明らかにしていない。
12. 4 ○大学の19歳の学生が自宅の敷地内で母親の背中を包丁で刺してケガをさせたとして殺人未遂の疑いで警察は逮捕・送検したが、地検は「証拠を精査した結果、傷害罪とした」として身柄を家庭裁判所へ送致した。学生は事件直前に自宅内で母親と学業などをめぐる口論があったとみられている。
12. 5 ○大学の学生が4月、交差点を車で右折する際、注意義務を怠り、横断歩道を渡っていた男性をはねて死亡させたとして過失運転致死の罪に問われていた裁判で、地裁は、学生に禁固1年8カ月、執行猶予3年の有罪判決を言い渡した。
12. 7 ○大学の教員が乗用車を運転して市道で女性をはねて死亡させたとして自動車運転処罰法違反(過失致死)の疑いで逮捕。現場は信号機と横断歩道のない直線で、当時路面はアイスバーン状態だった。
12. 9 ○大学に在職していた県職員が2020年6月以降、大学の開学20周年事業で集めた寄付金の入った銀行口座から現金193万円余りを不正に引き出していたとして、県はこの職員を懲戒免職にした。今年9月、通帳がなくなっていたことから、大学が通帳を1人で管理していた職員に確認したところ通帳が返却され、不正な引き出しがわかった。不正に引き出した金は住宅ローンの返済などに充てていた。県は、警察に業務上横領の疑いで告訴を検討している。
12. 12 ○大学の非常勤講師がことし6月、痴漢行為を行ったとして県迷惑行為防止条例違反の疑いで逮捕された事件で、大学は、非常勤講師を停職2カ月の懲戒処分とした。
12. 16 ○大学の特任准教授が駅のエスカレーターで、背後から女性のスカート内にスマートフォンを差し入れ、下着を盗撮したとして性的姿勢撮影処罰法違反の疑いで逮捕。
12. 17 ○大学の女子学生が元交際相手の男子大学生が使うスマートフォンに「学校も行けないようにさせることができる」などと、身体や生命に危害を加える内容のメールを送ったとして脅迫の疑いで逮捕。
12. 18 ○大学の男子学生2人が女子大生に性的暴行を加えた罪に問われていた事件で、高裁は、「2人の行為や発言が暴行・脅迫に当たるとは認められず、女子学生の同意があった疑いを払拭できない」として逆転無罪の判決。
12. 19 ○大学の助教が今年2月頃から休暇の申請がないまま欠勤するようになり、6月中旬以降、大学の事務局が電話やメール、自宅訪問をしても連絡が取れない状態になり、大学は7月1日に正式に欠勤扱いとすることを助教にメールなどで通達したが、その後も反応はなく、12月18日付けで懲戒解雇とした。助教の安否は確認できている。



12. 19 ○大学の学生がスーパーの女子トイレに侵入し、スマートフォンで女性を撮影したとして建造物侵入と性的姿態等撮影の疑いで逮捕。学生は、飛行機内で女性に体液をかけたとして11月、不同意わいせつの疑いで逮捕されており、余罪捜査の中で今回の事件が浮上した。
12. 25 ○大学の職員が交流サイト(SNS)で不正確な情報を計約70回投稿し、大学の信用を傷つけたとして出勤停止2週間の懲戒処分。1回で閲覧数が500万回を超えた投稿もあり、閲覧者による拡散も確認された。職員は2023年4月から6月、学内で不祥事があったとする不正確な内容を匿名で投稿した。職員は事実を認め、大半はすでに削除された。
12. 27 ○大学病院の医師が夜間勤務中に、女子トイレの個室の扉の上からスマートフォンを差し入れ、女性看護師を盗撮したとして停職3カ月の懲戒処分。医師は、ほかにも3、4回盗撮行為をしたと話している。
12. 27 ○大学は、問題行為があった職員を学内規程に従い懲戒審査をした結果、懲戒解雇したと公表。職員は、業務を請け負う業者から違法な金銭を受け取っていた疑いがあるという。大学は第三者委員会を設置し、調査する。
12. 29 ○大学の学生が原付バイクを無免許で運転したとして道路交通法違反の疑いで逮捕。通行人から事故の通報を受けた警察が現場に駆け付け、学生に話を聞いたところ、運転免許証を持っていないことが発覚した。この事故でケガ人はいない。

<不正行為>

12. 25 ○大学の教授が2017年度から2023年度にかけて、いわゆる「カラ出張」を繰り返すなどして合わせて20件で約40万円を不正に請求し、私的に流用していたとして停職9カ月の懲戒処分。去年明らかになった別の教員による「カラ出張」を受けて内部監査を進めていたところ、教授の出張の事実が確認できない支出があり、本人が不正を認めた。

海外三二情報

※ WEB 上の海外ニュースから海外の大学の動向をピックアップ

<イギリス:政府が言論の自由法を修正して施行を提案>

イギリスにおいては、高等教育における言論の自由法が保守党政権下で成立したものの労働党政権になって施行停止になったことを、本情報の昨年3月号と8月号で紹介しましたが、教育大臣は議会に対し重要な修正を行った上で1月下旬に再提出すると述べました。主な修正点は、同法に基づき関係者が大学の不法行為による損害賠償等を求める訴訟を提起することができるなどの条項を削除すること及び言論の自由確保のための措置を義務付ける対象から学生団体を除外することです。前者については、大学の著しい負担や訴訟の乱発を招くなどの懸念が示されていたため、英国大学協会 UUK は修正を歓迎しています。後者の修正についても、全国学生団体 NUS は歓迎しています。一方、肝心な内容が骨抜きになったとの批判もあります。

<https://www.bbc.com/news/articles/cyv43p1z15eo>
<https://www.timeshighereducation.com/news/government-implement-englands-campus-free-speech-act>
<https://www.timeshighereducation.com/news/phillipson-plans-wholesale-changes-make-free-speech-act-work>
<https://www.universitiesuk.ac.uk/latest/news/uuk-responds-education-secretarys>

<中国の大学の国際交流推進方針と米大学の交流見直しの動き>

中国は1/19に公表された「教育強国建設プラン(2024-2035)」において、特に科学技術分野におけるアメリカを含むハイレベルの海外大学による教育プログラムの提供やブランチ・キャンパス設立などの交流を推進する方針を示しています。中国には既に47の海外大学のブランチ・キャンパスがありますが、経済成長が鈍化する中で国際交流により高度な科学技術人材を養成するねらいがあるようです。

一方、アメリカの大学では安全保障上の懸念から中国との交流を見直す動きがあり、トランプ政権下でさらに加速すると見られています。ミシガン大学は中国人留学生が軍事施設に立ち入っていたことが発見されたことから、1月に上海交通大学との共同研究所を閉鎖すると発表しました。ジョージア工科大学も同様に軍事関係の懸念から昨年9月深圳の施設を撤退しています。こうした中でロシアなどは中国との交流強化に関心を示していると考えられています。

<https://www.timeshighereducation.com/news/china-hopes-increased-cross-border-scientific-collaboration>



<インド:学長の選考手続・資格の改正をめぐる議論>

インド教育省は、高等教育のイノベーションと柔軟性向上をねらいとして、1/6に大学教員の任命・昇任の資格に関する規則を改正し、学長 vice-chancellor の選考手続・資格も改めましたが、これに反対する議論が起こっています。

まず、学長の資格について、従来は10年以上の教授経験等を持つなどのアカデミックな人材に限定していたのを改め、10年以上の企業、行政等のシニアレベルの経験を持つ人材に広げたことに対して、アカデミアから学長の政治的任命につながるのではないかなどの懸念が示されています。

また、学長の選考手続において、大統領が任命する州知事の関与が強まり中央政府による州立大学のコントロールを強化しようとしているとして、野党が多数を占める州の議会・政府は強く反発しています。(一般的には、インドでは州知事は象徴的存在であり、州政府の行政権限は州議会の指名する首相にあります。)

<https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20250123092633112>

<大学マネジメントに役に立つ！>

情報誌合冊版 国立大学リスクマネジメント情報 2014.12-2021.12



<目次>

- I. ニュースから見た大学のリスク
- II. 国立大学と損害保険
- III. 国立大学リスクマネジメント情報
一冊 2,000円(消費税込) 送料別

弊社 HP からお求めください。 <https://www.janu-s.co.jp/books.html>

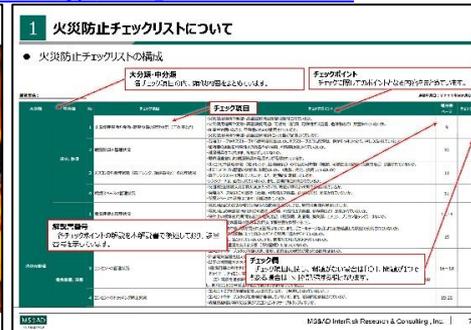
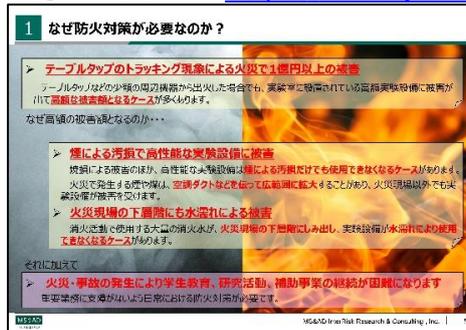
<火災防止チェックリストを使ってください！！>

研究室、事務室における火災防止のための基本的な項目をエクセルのチェックリストにしました。

添付の解説書を読むことでなぜチェックが必要か理解できます。

大学の火災事故が増えています！！点検を行ってください！！

入手はこちら ⇒ https://www.janu-s.co.jp/fire_accident.html



配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただきます。 (無料) 配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。 ⇒ <https://www.janu-s.co.jp/>

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。
⇒ info@janu-s.co.jp

バックナンバー

- 24. 12月 頻発する大学の火災事故
 - 24. 11月 大学でのハラスメント
 - 24. 10月 財産系保険の補償対象財産
 - 24. 9月 事故防止のためのお役立ち情報
 - 24. 8月 火災防止チェックリスト
 - 24. 7月 夏の事故と保険
 - 24. 6月 サイバー攻撃対応報告書から学ぶ
- ※弊社ホームページからダウンロードできます。

発行 有限会社 国大協サービス
東京都千代田区神田神保町一丁目4番地

協力 三井住友海上火災保険株式会社